

神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考基準

神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）総長候補者の選考等に関する要綱第3条の規定に基づき、総長の選考基準を下記のとおり定める。

選考基準

- 1 医師免許を有していること
- 2 神奈川県立病院機構（以下「当機構」という。）の理念・基本方針及びこども医療センターの基本方針を理解し、その実現に向けた強い意思とリーダーシップを有すること
- 3 当機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を達成するための計画（中期計画）を確実に実施し、業務の改善及び効率化を進める意欲を有すること
- 4 こども医療センターを管理運営する上で必要な組織管理等の資質及び能力を有すること（こども医療センター内外での組織管理経験を含む）
- 5 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること
- 6 周産期や小児医療に係る専門的な知見を有すること
- 7 周産期や小児医療に関する基礎研究、臨床研究及び人材育成に関しての識見を有すること

附 則

この基準は、令和4年9月13日から施行する。